診療報酬明細書等の開示依頼をされる方へのお知らせ(遺族用)

当広域連合においては、遺族から診療報酬明細書等の開示依頼があった場合、被保険者等の生前の意思や名誉との関係で問題が生じるおそれがないか等を確認したうえで開示しています。

「診療報酬明細書等開示依頼書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧いただき、必要書類等をご持参のうえ、手続きされるようお願いします。

1. 開示依頼ができる方

開示依頼ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 被保険者が死亡している場合は、当該被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者(祖父母、孫)
- (2) (1)の方が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) (1)の方からレセプトの開示依頼に関する委任を受けた代理人(任意代理人)

2. 開示依頼に当たって必要な書類等

当広域連合へは、必ず、開示依頼をされる方本人が直接、次の書類等をご持参のうえ手続きして下さい。

- (1) 診療報酬明細書等の開示依頼書(遺族用)
- (2) 開示依頼を行う方の本人確認ができる書類 (詳細は裏面のとおり)
 - ※ 窓口における開示依頼の手続きが困難な場合については、郵送による手続きも可能です。(この場合、開示にかかる文書の**送料が必要**となります。)

3. 開示依頼を行う方の本人確認

開示依頼ができるのは上記1の該当者本人に限っており、また、手続き等に当たって、 開示依頼を行う方本人であることを確認するため必要書類の提示を求めていますが、 これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、 ご理解をお願いします。

4. 開示依頼に係る手数料等

開示に係る手数料は無料です。ただし、写しの作成に要する費用は必要となります。

5. 保険医療機関等への照会及び連絡

レセプトが医師の個人情報となる場合については、遺族の同意が得られていれば、開示についての意見を保険医療機関等に照会を行うこととしております。

また、レセプトが医師の個人情報とならない場合については、遺族の同意が得られていれば、開示した旨のお知らせを行うこととしております。

なお、同意が得られていない場合でレセプトが医師の個人情報となるときは、非開示 決定されることとなります。

6. 診療内容に係る照会

当広域連合では、診療内容についての照会に対してはお答えできませんのでご了承ください。

7. 開示(交付)の事務処理

- (1) 開示依頼書を受理した日から開示(交付)までの所要日数は、当該診療報酬明細書等の抽出作業、保険医療機関等への事前確認等のため1ヵ月程度要します。
- (2) 開示(交付)方法については、「診療報酬明細書等開示依頼書」で指定された方法により交付します。なお、郵送による交付を希望された場合には、郵便(通常・書留)で「親展」及び「転送不要」扱いによる送付となります。

8. その他

- (1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではないことをご理解願います。
- (2) 開示することによって、被保険者等の生前の意思や名誉との関係で問題があるおそれがあると判断された診療報酬明細書等は、開示できませんのでご理解をお願いします
- (3) 開示依頼があった診療報酬明細書等について、何らかの事情によりその存在が確認できない場合には、ご依頼におこたえできないことをご了承願います。

「診療報酬明細書等開示依頼書」を提出の際 開示依頼をされる方の本人確認に必要な書類

健康保険被保険者証(遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証)、 年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、 後期高齢者医療被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード (住所が記載されているものに限る)、共済年金証書、恩給証書、旅券(パスポート) 等請求書に記載された氏名、住所(居所)が同一であることを確認できるもの

【上記以外に必要な書類】

開示依頼をされる方が、遺族の場合(父母、配偶者、子、祖父母、孫)

- ※ 遺族の場合は、表面1、2のほか、当該被保険者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類(開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。)
 - (1)戸籍謄本(抄本) (2)住民票(除票) (3)死亡診断書

開示依頼をされる方が、遺族が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人の場合

- ※ 遺族が未成年者又は成年被後見人であること及び開示を依頼される方が親権者 若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを確認できる次のいずれかの書 類(開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。)
 - (1)戸籍謄本(抄本) (2)住民票 (3)登記事項証明書 (4)家庭裁判所の証明書
 - (5)その他法定代理人関係を確認し得る書類
- ※ 遺族の法定代理人の場合は、上記のほか、当該被保険者の死亡の事実及びその 遺族であることが確認できる次のいずれかの書類(開示依頼をする日前 30 日以 内に作成されたものに限る。)
 - (1)戸籍謄本(抄本) (2)住民票(除票) (3)死亡診断書

開示依頼をされる方が、遺族が開示依頼をすることにつき委任をした代理人 (任意代理人) の場合

- ※ 任意代理人の本人確認は、次に掲げるいずれの書類(開示依頼をする日前30日 以内に作成されたものに限る。)の提出を求め、当該遺族からレセプトの開示依頼 に関する委任があることを確認すること。
 - (1) 遺族の署名・押印のあるレセプト開示依頼に係る「委任状」
 - (2) 委任状に押印された印の印鑑登録証明書
- ◎ 郵便により開示依頼を行う場合については、上記書類の写しに加え、住民票の写し 又は外国人登録原票の写し(開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。) を提出していただくことにより確認することとなります。